

# 消防設備関係

## ◆令和2年度消防設備士試験受験案内◆

### 【消防設備士を必要とする施設とは】

劇場、デパート、ホテルなどの建物は、その用途、規模、収容人員に応じて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が法律により義務付けられており、それらの工事、整備等を行うには、消防設備士の資格が必要です。

### 【受験資格】

□甲種消防設備士試験：甲種消防設備士試験を受験する方は、一定の資格が必要となります。

※詳しくは以下の URL を参照して下さい。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/shoubou/qualified01.html>



□乙種消防設備士試験：受験資格は、必要ありません。

区分	試験日	試験の種類	試験地	受験願書の受付期間		合格発表予定日
				書面申請	電子申請	
第4回	令和3年 2月11日(木)	甲種(特.1.2.3.4.5類) 乙種(1.2.3.4.5.6.7類)	釧路市	令和3年 12月24日(木)から 1月8日(金)まで	令和3年 12月21日(月)から 1月5日(火)まで	令和3年 3月26日(金)
書面による受験願書の提出又は郵送先及び問い合わせ先		☎060-8603 一般財団法人 消防試験研究センター北海道支部 札幌市中央区北5条西6丁目2-2 札幌センタービル12階 ☎011-205-5371 FAX011-205-5373				

(注1) 書面申請と電子申請では、願書の受付期間が異なるのでご注意願います。

(注2) 試験地については、釧路東部消防組合(構成町)の近隣で行われる試験地のみを掲載しています。他にも試験地は多数ありますので、お近くの消防本部(消防署・支署)・消防試験研究センターへお問い合わせ下さい。

(注3) 受験願書は、お近くの消防本部(消防署・支署)、または総合振興局地域政策部地域政策課にあります。